

令和2年度予算の編成について（通知）

「平成」という時代が終わり、「令和」という時代が幕を開けた。

国と地方を合わせた税収は景気回復の影響等により過去最高となっているものの、消費税率の引上げや米中貿易摩擦の激化、「ブレグジット」など不確定なリスクは依然として存在しており、国内経済は先行きが見通せない状況が続いている。

振り返れば「平成」という時代においては、大きな課題を根本的に解決できなかったと言わざるを得ない。戦後一貫して増え続けた人口は減少し始め、少子高齢化も歯止めがかからず、また、この30年間で地方の借入金残高は3倍にまで膨らんでしまった。

「令和」の時代において、本県が持続可能な発展・成長を続けるためには、課題を先送りせず、将来につけを残すことがないように、来るべき更なる人口減少や少子高齢化など様々な難問に対して積極果敢に挑戦し、答えを出していく必要がある。

本県はこれまで、経済・人口ともに右肩上がりの成長を続けてきたが、間もなく人口が減少に転じる。これに加え、75歳以上の後期高齢者人口が全国一のスピードで増加し、少子化や働き手不足の一層の深刻化が見込まれるなど、日本のみならず世界中の誰もが経験したことのない社会を先んじて迎えることになる。

まさに、今が正念場である。

人口減少・異次元の高齢化という活力の低下が懸念される時代であっても、この変化を大きな社会変革のチャンスとして捉える意識が重要である。その上で、「誰一人取り残さない」「どの地域も取り残すことのない」社会を実現し、すべての県民が日本一暮らしやすいと実感できる時代にしていかなければならない。

以上の認識のもとに、令和2年度予算は、次の3点を基本的な考え方として編成するものとする。

まず第1に、「日本一暮らしやすい埼玉の実現」である。

12の政策分野にわたる128項目の知事公約について、県として今後どのように対応していくのかを示した「知事公約に係る『取組の方向性』」を先般策定したところである。

令和2年度予算においては、この「方向性」を踏まえ、日本一暮らしやすい埼玉の実現に向けた取組を展開していく。

具体的には「人生100年プロジェクト」、「埼玉版スーパー・シティプロジェクト」、「共生社会プロジェクト」、「あと数マイルプロジェクト」、「世界のSAITAMAプロジェクト」の5大プロジェクト関連の19項目や医師確保、地域医療体制の整備、スマート農業・林業支援、埼玉版FEMAの立ち上げ、行政のIT化・ペーパーレス化など16項目について重点的に取り組んでいく。

第2に、「『誰一人取り残さない』SDGs施策の推進～埼玉版SDGs～」である。

SDGsは、2015年に国連総会で採択された、持続可能な社会を実現するための国際目標で、「誰一人取り残さないこと」と「世界の変革」を基本理念としている。

県政の推進に当たっては、SDGsを県政の指針として明確に位置付け、今後、埼玉県として取り組むべき重点テーマや官民協働による体制の構築などを検討し、「埼玉版SDGs」として進めていく。

第3に、「厳しさを増す財政状況を打破するための行財政改革」である。

財政調整のための基金の残高の更なる減少や、増大し続ける社会保障関連経費などにより昨年度を大きく上回る当初予算の調整必要額が見込まれている。

引き続き社会保障関連経費や県民ニーズに対応するための歳出増などが見込まれる中、持続可能な県政運営を支えるためには財政基盤を強化していかなければならない。そのため、歳入・歳出の両面から徹底的に見直しを行うことが不可欠である。

具体的には、徴収対策の充実・強化など県税収入の一層の確保に努めるほか、国庫補助金をはじめ、あらゆる財源の確保に全力で取り組んでいく。

また、事業の必要性や効果をゼロベースで検証した上で、スクラップ・アンド・ビルドを徹底して行うとともに事業の選択と集中を図るなど歳出の削減にも取り組む。

さらに、AI・RPAなど新技術の積極的な活用やペーパーレス化の徹底によるコスト削減を図っていく。

以上、基本方針を定めたので、下記により予算要求を行うよう、財務規則第4条の規定に基づき、命により通知する。

記

I 総括的事項

厳しい財政状況が続く中、本県が持続可能な発展・成長を続けるためには、限られた財源を成長分野や新たな行政課題への対応に重点化して配分する必要がある。

そのため、これまで以上に事業のスクラップ・アンド・ビルドを徹底し、事業の優先順位を見極めた上で予算要求を行うこと。

その際、課題の本質は何かを見極め、目的及び手段の妥当性、規模感などを多面的に検討し、最も効果的な事業を選択すること。また、他団体や過去との比較など、客観的なデータを活用し、根拠に基づいた事業構築を図ること。

予算要求における各経費の見積りに当たっては、常に「最少の経費で最大の効果」を上げることが念頭に置くこと。また、職員が知恵を絞り、汗をかくことで補完・充実できる部分はないか、そして市町村や民間との役割分担及び協働の視点は十分かなどを検討し、これを反映させること。

1 成果目標・終期の設定

原則として全ての事業に終期を設定し、対象や地域を絞るなど集中的に取り組むこと

により、成果が目に見えるように工夫すること。

また、それを最も適切に捕捉できるよう、できる限り定量的な成果目標を設定すること。

2 スピード感のある事業執行

漫然と既存事業を継続するのではなく、実際に現場に出向き、県民の声に耳を傾け、その課題解決に向けてスピード感のある事業執行を心掛けること。

また、事業効果を可能な限り早期に発現できるよう事前に関係機関との調整を十分に行い、年度当初から予算執行計画に基づき、早期に着手できるよう努めること。加えて、事業の進捗状況を的確に把握できるよう、事業の進行管理の見える化を図ること。

3 事業効果の検証

定量的な成果目標のある事業についてはその進捗状況を確認し、十分な事業効果が発現しているか検証すること。また、現時点で定量的な成果目標が設定されていない事業についても、これまでの事業効果からその有効性を改めて検証すること。

4 事業のあり方の見直し

P D C A サイクルを着実に回すことで、事業の終期を迎える事業や当初見込んでいた成果が得られていない事業、従来意図していた行政の役割が既に失われている事業等を把握し、継続する必要があるか、ゼロベースで検討すること。

継続の必要性がないと判断した事業は、県施策の新陳代謝を進めるため「やめる勇気」を持って積極的に廃止し、より目的達成に効果的な事業の実施や新たな行政課題に対応するための財源とすること。

5 部局連携

複数の部局にまたがる政策課題については、担当する領域だけでなく他部局が所管する分野にも積極的に意見・提案を行うなど、あらかじめ関係部局間で施策の協議・調整を十分に行い、類似・重複事業をなくすとともに、部局連携による効果的な施策展開に努めること。

6 県民参加・官民協働

県民誰もが積極的に参画できるような、県民参加型のムーブメントによる施策展開で成果を上げる仕組みを検討すること。

また、「埼玉県官民協働・民間開放の推進指針（平成20年6月策定）」を踏まえ、県がつなぎ役となってN P O や民間企業、大学、研究機関、関係団体など地域の多様な力を結集し、課題解決に向けた取組をより一層推進すること。

さらに、事業の立ち上げは県が担うが、その後は短期間で民間に移管できるような仕組みを検討すること。

7 市町村との連携・役割分担

事業の成果を上げるためには、住民に最も身近な市町村との連携や適切な役割分担が不可欠である。

そこで、市町村と意見交換を密にし、市町村の実態を踏まえた事業の検討及び調整を

行い、県と市町村で共通認識のもと連携して事業を進められるよう留意すること。

また、県は広域自治体としてやるべきことに重点化する、事業の性質に応じて市町村に応分の負担を求めるなど市町村との役割分担を明確にすること。

8 先駆的な事業構築

事業構築に当たっては、既存制度への単なる上乘せや横出し、焼き直しではなく、国や他の自治体の先導モデルとなるよう本県の独自性や知恵を盛り込むこと。

本県又は特定の県内市町村でモデル構築する事業については、モデルを普及する方策と、普及状況を検証する仕組みを予め検討すること。

9 財源確保

厳しい財政状況を踏まえ、受益者負担の原則に立ち返り、使用料・手数料や各種負担金等の特定財源の確保に努めるほか、県税納税率の向上や遊休県有財産の利活用・売却など、自主財源の充実・確保に努めること。

また、国の施策を再度総ざらいし、既存の県単独事業についても活用が可能な国庫補助金があれば、積極的に確保すること。特に地方創生に係る交付金については積極的に活用すること。

さらに、県と県民、企業などが相互にメリットを享受できる仕組みの導入により、寄付金の受入促進など新たな歳入の確保を検討すること。

10 その他

各経費の見積りに当たっては、決算との乖離を徹底的に分析し、後に過大な不用額が発生しないよう十分精査すること。

地方財政措置の有無や他自治体の状況についてよく確認を行い、サービス水準等を比較することにより適正な水準等となっているか十分に吟味すること。

また、今後の国の予算編成や地方財政対策の動向等に十分注意し、予算編成に的確に反映させること。

II 予算見積りの考え方

1 歳入関係

歳入予算の見積りに当たっては、財源を的確に把握し、更なる収入確保に努めること。ただし、見積りに当たっては過大とならないよう十分留意すること。

(1) 県税

経済情勢の推移、税制改正の動向、地方財政計画等を十分に勘案し、的確に見積もること。また、引き続き納税率の向上に向けて取り組み、税収の確保に努めること。

(2) 国庫支出金

国の法令改正や制度改正、予算編成の動向を注視しながら、国との間で十分な事前協議を行うとともに、国庫補助事業についても県負担を生じること留意し、県の施

策実施上、真に必要と認められるものに重点化しつつ、積極的に確保すること。

ただし、未確定の国庫支出金を充当する場合は、財源が不足することのないよう留意すること。

また、国等からの受託事業については、組織定数や人件費を含めた県業務への影響を踏まえ、その必要性を十分に検討し、重点化を図ること。

なお、超過負担が生じているものについては、実体を十分に把握した上で、国に対して是正を強く働きかけ、その解消に努めること。

(3) 使用料及び手数料

受益者負担の原則に則り、適切かつ積極的な見直しを行い、その適正化を図ること。

また、国の法令、地方財政計画の改正、施設の改築等により改定すべきものについては、速やかに対応すること。

(4) 財産収入

財産の現況を的確に把握し、将来にわたって利用する予定のない県有財産については、財源の確保を図る観点から、県有資産マネジメント会議での議論を踏まえ、早期処分により財源確保に努めること。

(5) 貸付金に係る元利収入等

「埼玉県債権の適正な管理に関する条例（平成26年3月27日条例第4号）」に基づき、未収金の未然防止、債権回収の強化、困難事案の解決など債権管理の一層の適正化を図り、収入未済額の縮減に努めること。

(6) 県債

適債事業については、後年度の財政負担を考慮しつつ適切な県債の充当を見込むこと。
なお、交付税措置のある有利な県債を優先的に活用すること。

(7) 基金

設置当時の目的を達したものの、近年活用がなされていないもの、残額が少額となり設置の意義が乏しいものについては、廃止、統合など積極的に見直すこと。

また、国の経済対策等により設置した基金については、活用期限が限られていることから積極的な活用を努めること。

新たな状況の変化により、用途の拡大や要件の緩和などが必要と判断されるものについては、国へ要望するなど、限られた期間で可能な限り有効に活用できるよう努めること。

(8) その他の歳入

その他の歳入については、過年度の実績等を踏まえて的確に積算すること。

2 歳出関係

各部局の歳出予算の要求基準額（要求枠）は、別途指示する額とするので、厳守の上要求すること。

参考添付した中期財政収支試算（令和2年度～令和4年度）にあるとおり、今後も厳

しい財政状況が見込まれることを踏まえ、予算要求については精査を尽くすこと。

新規重点枠については、「令和2年度に取り組む事業について（令和元年10月15日付け計調第61号企画財政部長通知）」で示された事業について所要額を要求できることとする。

なお、いずれの事業も知事審査後に予算案として確定するものであること。

(1) 経費区分

事業の経費区分は次のとおりとする。各事業は既に定めた経費区分を変更できないものとする。

《A経費：経常的経費や内部管理的経費》

- A-1：算出方法が法定された義務的事业
- A-2：全国一律の制度や協定等により負担が定められた事業
- A-3：全額特定財源の事業
- A-4：既設定の債務負担行為
- A-5：内部管理的な経費
- A-6：施設の維持運営費
- A-7：県の委託施設に関する事業
- A-8：国庫補助事業
- A-9：県単事業
- A-10：指定継続事業

《B経費：政策的議論を徹底する経費》

- B-1：新規事業（新規重点枠等）
- B-2：指定継続事業
- B-3：一般継続事業
- B-4：一般継続事業（維持管理運営費等）
- B-5：一般継続事業（キャップ率に配慮する事業）
- B-6：人件費
- B-7：公債費
- B-8：扶助費
- B-9：公共事業（国庫補助等）
- B-10：県単公共事業
- B-11：団体補助

(2) 経費区分ごとの要求基準額（配分額）の流用

経費区分ごとに示された要求基準額の区分間流用については、別紙「令和2年度予算編成に係る要求基準額の流用について」のとおりとする。

(3) 個別経費の見積もり

ア 義務的経費

公債費、地方消費税清算金、県税還付金、県税に係る市町村交付金、法令等に基

づく義務的経費は、現行制度（制度の改正が見込まれるものは改正後の制度）により、その要求額を算定すること。

イ 投資的経費

（ア）公共事業

公共事業については、客観的評価基準に基づく評価を踏まえ、投資効果のより高い分野・箇所への集中投資を行うことで重点化を図るほか、国庫補助金の積極的な活用など限られた財源でより大きな事業量を確保するよう努めること。

また、事業効果の早期発現、実態に合わせた事業の進捗調整、事業効果の事後評価等を徹底すること。

（イ）その他の投資的経費

県民生活に直結した緊急性の高いものや本県の発展に欠かすことのできない事業に限定し、当該事業の執行がより高い経済波及効果を生むよう手法の工夫を行うこと。

（ウ）ファシリティマネジメント

公共施設等については、平成26年度に策定した「県有資産総合管理方針」を踏まえ、順次、県有施設や道路等の資産類型別計画等を策定しているところである。これらの計画に基づく改修や維持更新については着実に取り組むとともに、計画対象外や未策定の施設についても更なる長寿命化や維持管理コストの縮減などに取り組むこと。

ウ 外郭団体への支出

外郭団体については、その存在意義を検証し、あり方や事業について不断の見直しを行うとともに、一層の効率性の発揮に向けて経営改革を推進するよう、適切な指導監督を行うこと。

特に、団体に対する財政支出については、経営の効率化及び自立化を促進する観点から、委託、補助及び自主財源の割合の見直し、指定管理制度に係る随意契約から公募への切り替えの検討など委託方法の見直しを行った上で、予算要求額を算定すること。

エ 公益的法人への派遣職員に係る人件費

「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」を適正に運用するため、派遣職員に係る給与（給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当）については、原則として県から直接支給するものとして要求すること。

また、経営の効率化及び自立化を促進する観点から、派遣職員については必要最低限の人員に精査すること。

なお、派遣職員の見直しに当たっては、事前に人事課や改革推進課と調整すること。

オ 補助金

各種補助金については、社会情勢の変化を踏まえ、次の考え方に基づき補助制度

のあり方を個々の事業ごとに十分に精査・検証の上、積極的に見直しを行い、廃止又はサンセットルール（終期設定）を適用すること。特に国庫補助事業に県単独で任意の上乗せを行っているものや零細補助金については、廃止を前提に見直すこと。

〔補助金見直しの考え方〕

- ・補助対象団体の自立性の促進
- ・成果指標の設定など補助成果の明確化
- ・インセンティブの導入など成果が確実に高まる見直し
- ・負担能力に応じた補助対象の見直し
- ・各種団体への人件費補助等の見直し
- ・類似・零細補助金の統合・廃止などの見直し

カ 制度融資

既存の融資メニューについて、社会経済情勢や県民・企業ニーズを踏まえるとともに、市町村・民間においても同様のサービスが提供されていないかなど、制度融資の必要性を十分に検討すること。また、利子補給率や預託金利、損失補償割合等の各種条件についても直近の金利動向などを踏まえ見直しを行うこと。

また、融資枠については、過去の貸付実績や後年度の財政負担を十分考慮し、適切に設定すること。

キ 情報システム

住民サービスの向上と業務改革の視点から、後年度の財政負担を含めて費用対効果を検証し、効率的なシステム運用を行うこと。

経費の見積りに当たっては、既存システムに係る維持管理経費の一層の削減に努めるとともに、新たなシステム構築については、業務改善の視点に立ち対象業務を精査すること。

また、国や関係機関のネットワーク等に対する負担経費についても、積算内容を十分精査するとともに、必要性について検証を行うこと。

なお、情報システム課による「令和元年度情報システム評価」の結果を十分踏まえ、要求すること。

ク A I 等先進技術を活用した事業

県民サービスの向上と更なる県庁のスマート化、第4次産業革命の促進という観点から、効率化・省力化による費用対効果について検証すること。

なお、「スマート県庁プロジェクト会議」で報告したとおり、A I 等先進技術の事業化への支援について改革推進課が行うこととしているため、当該事業については、必ず事前に改革推進課に相談したうえで予算要求すること。

ケ イベント・広報物

予算要求に当たっては、まず費用対効果の観点から必要性についてゼロベースで見直しを行うこと。

なお、普及・啓発のための講演会やシンポジウムに係る経費については、改革推進

課策定の「講演会・シンポジウムの5箇条（平成25年7月29日付け改革第91号改革推進課長通知）」を踏まえた要求とすること。

特に、適正な規模が確保できず、十分な効果が得られていない事業については、廃止を前提に見直しを行うこと。

コ 実行委員会方式による事業

「実行委員会による事業の見直しについて（平成26年10月14日付け改革第156号企画財政部長通知）」に基づき、事業のあり方や負担金の引下げ等について検討すること。

サ 高額備品の更新・導入

高額備品については、社会経済情勢や県民・企業ニーズを踏まえその必要性について見直すとともに、使用期間や使用頻度を精査し、購入だけではなくリースや他団体との相互利用など、費用対効果の視点から導入手法について検討すること。

3 継続費、債務負担行為

新規に設定しようとする場合は、後年度において過度の財政負担を招かないよう、中長期的な視点に立って事業規模、年割額等について十分に検討すること。

4 特別会計

各特別会計においては、中長期的な事業計画を踏まえ、一般会計と同一歩調で改革を進めること。

5 公営企業会計

公営企業管理者、病院事業管理者、下水道事業管理者にあつては、所管事業の経営状況及び今後の見通しを的確に把握し、事業収入の確保や中長期的な収支見通しに基づく経営改善、合理化の推進等に努め、知事部局と同一の基調に立って、予算原案を作成されたい。

Ⅲ 予算見積調書の提出期限

令和元年11月6日（水）

予算見積調書の作成に当たっては、予算編成システムを使用すること。

特に様式2「予算見積調書 その1」については、情報公開を前提に、県民から見て事業内容が理解できるよう、記載内容の充実を図ること。

また、県民参加や官民協働、民間活力及び職員のマンパワーの活用について検討を行い、その内容を様式2「予算見積調書 その1」に記載すること。

Ⅳ その他

○ 新規重点枠に係る要求など本通知に関し疑義があるときは、事前に財政課と調整す

ること。

- 取扱いの細部については、別途通知する「令和2年度予算編成事務の取扱いについて（令和元年10月15日付け財第336号財政課長通知）」による。

中期財政収支試算（令和2～4年度）

（単位：億円）

区 分	R 2	R 3	R 4
歳入 A	18,736	19,280	19,360
県税等	11,899	12,320	12,130
地方交付税等	2,182	2,200	2,360
県債	2,280	2,390	2,510
うち臨時財政対策債	1,100	1,120	1,200
その他歳入	2,375	2,370	2,360
歳出 B	20,101	20,690	20,830
人件費	5,781	5,720	5,690
公債費	2,892	3,030	3,150
扶助費	1,213	1,240	1,270
県税交付金等	3,343	3,630	3,490
投資的経費	1,790	1,880	1,920
その他歳出	5,082	5,190	5,310
差引 C (A - B)	△ 1,365	△ 1,410	△ 1,470

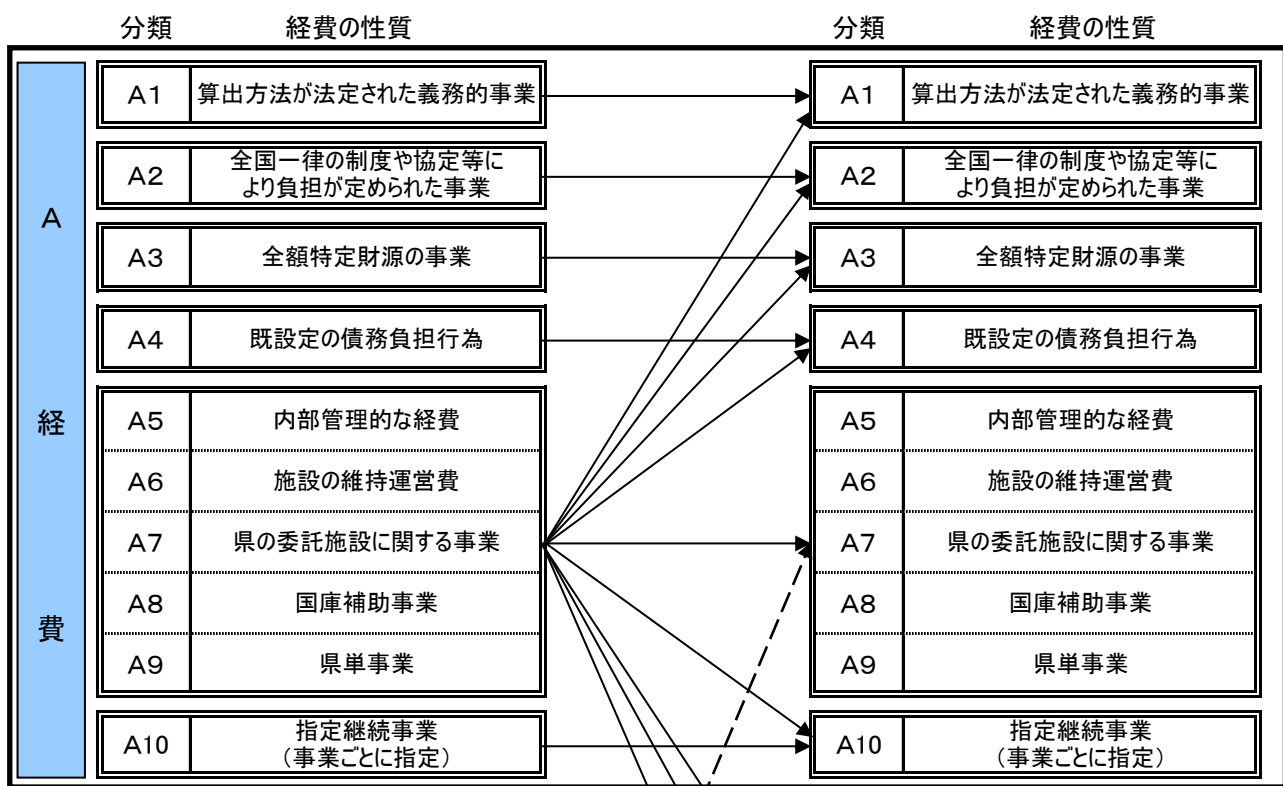
【推計の考え方】

- 全般
各経費の積算については、現行制度のもと一定の伸び率を乗じる等機械的に算出したものであり、今後精査することで数値は変動する。
- 歳入
 - ① 県税等
内閣府の「中長期の経済財政に関する試算」（R1.7.31）の名目経済成長率を参考に推計した。
 - ② 地方交付税等
社会保障関連経費や臨時財政対策債の償還等の動向を踏まえ推計した。
 - ③ 県債
臨時財政対策債は地方交付税に合わせて推計した。
その他の県債は投資的経費等に合わせて推計した。
 - ④ その他歳入
事業費の動向を踏まえ推計した。
- 歳出
 - ① 人件費
今後の児童・生徒数の増減による教員定数の動向などを踏まえ推計した。
 - ② 公債費
過去に借りた県債と今後の投資的経費や臨時財政対策債等の動向を踏まえ推計した。
 - ③ 扶助費
近年の事業費の伸びなどを踏まえ推計した。
 - ④ 県税交付金等
県税収入に合わせて推計した。
消費税率の引上げに伴う地方消費税清算金（歳出）、地方消費税市町村交付金の増加を見込んでいる。
 - ⑤ 投資的経費
今後予定されている主な事業の動向を踏まえ推計した。
 - ⑥ その他歳出
近年の社会保障関連経費の伸びなどを踏まえ推計した。

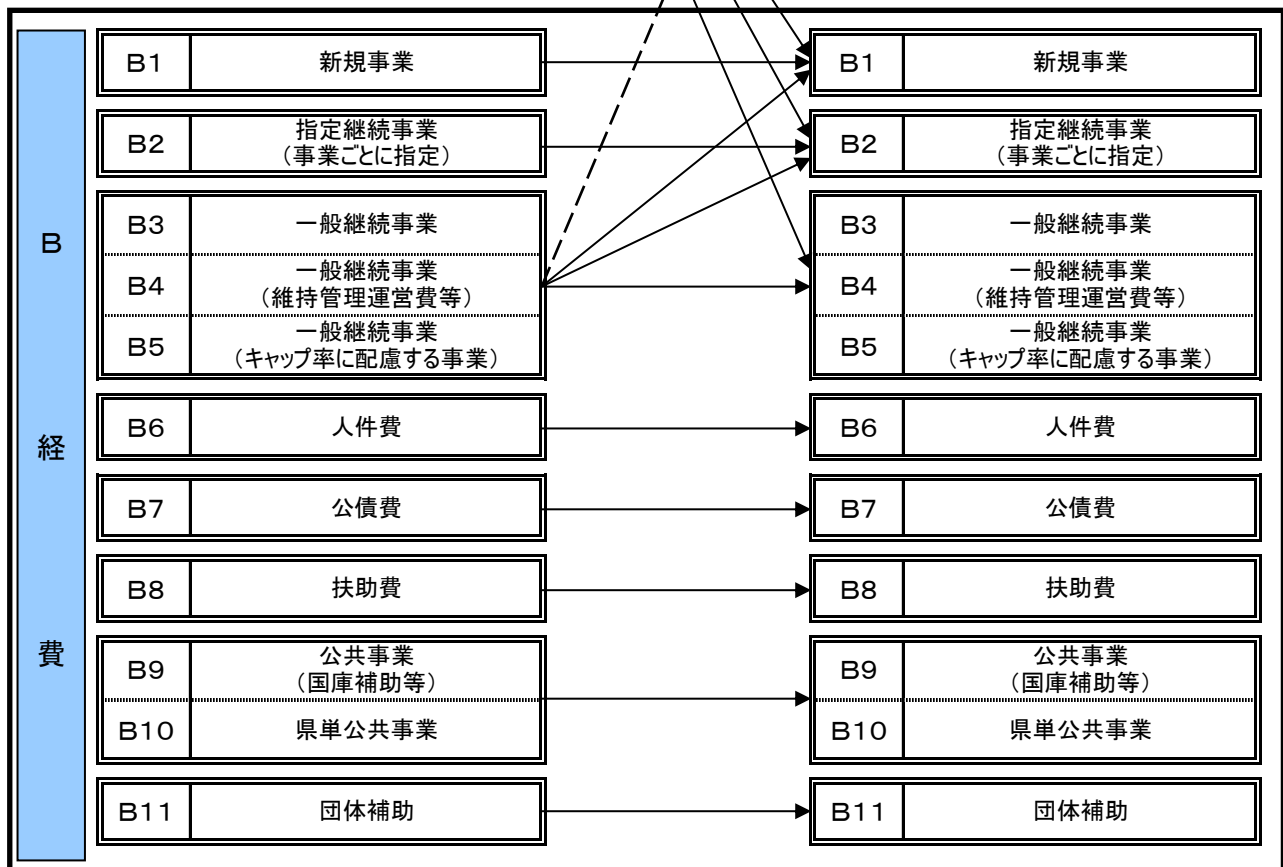
(別紙) 令和2年度予算編成に係る要求基準額の流用について

< 枠配分された財源の区分 >

< 使用可能な事業の区分 >



B経費からA経費へ一部流用可(※)



(※) A経費内で検出できない事項について、流用必要金額を規模推計時に財政課に提出し、協議の結果認められた金額のみB3～B5⇒A5～A9への流用が可能

